

## 岐南町児童生徒用タブレットパソコン等貸出し要綱

令和4年4月7日

岐南町告示第195号

### (目的)

第1条 この要綱は、児童生徒が使う学習用タブレットパソコン等の適切な運用を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) タブレット等 学習用タブレットパソコン及び附属品をいう。
- (2) 借受人 児童生徒の保護者等をいう。
- (3) 使用者 町立小中学校に在籍する児童生徒をいう。

### (貸出し期間)

第3条 タブレット等の貸出し期間は、使用者の在籍校と調整の上、決定する。

2 使用者は、貸し出されたタブレット等を、原則として卒業又は転校するまで継続して使用するものとする。

### (費用)

第4条 タブレット等の貸出しは、無料とする。ただし、タブレット等の使用に伴う通信料及びアプリの利用に係る料金等は、借受人が支払うものとする。

### (貸出し手続)

第5条 借受人は、岐南町タブレットパソコン等借用申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、誓約書に署名の上、町に提出しなければならない。

### (返還請求)

第6条 借受人及び使用者が、この要綱に違反した場合は、岐南町（以下「町」という。）はタブレット等の返還を求めることができる。

### (端末等の使用)

第7条 借受人及び使用者は、タブレット等の使用方法及び取扱いについて、町及び在籍校の指導に従い、細心の注意をもって管理しなければならない。

2 使用者は、タブレット等を教育の目的以外に使用してはならない。

3 借受人は、タブレット等に不具合が生じたり、紛失、破損等した場合は、速やか

に在籍校にその旨を届け出なければならない。

- 4 借受人及び使用者は、タブレット等を使用する権利を第三者に譲渡又は転売若しくは転貸してはならない。

(損害賠償等)

第8条 借受人は、その責めに帰すべき事由により、貸し出されたタブレット等を紛失又は破損等した場合は、町の指示するところに従い、借受人の負担において修繕し、又は損害を賠償するものとする。

- 2 タブレット等の使用に伴い発生した損害、事故等については、借受人の責任において賠償又は処理するものとする。

(返却)

第9条 借受人は、第3条に規定する貸出し期間が終了したときは、速やかに在籍校が指定する日までにタブレット等を返却しなければならない。

- 2 借受人は、返却の際に、岐南町タブレットパソコン等返却届(様式第2号)を提出するものとする。
- 3 返却に際し、第8条第1項に規定するタブレット等に破損等が発覚した場合は、借受人の負担において修繕するものとする。
- 4 借受人が、第1項に規定する日までに返却せず、在籍校からの督促に応じない場合は、タブレット等を弁償する責任を負う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公表の日から施行する。